

## 世羅町立世羅西中学校いじめ防止委員会設置要領

### 1 目的

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校内に委員会を設置し、校内におけるいじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

### 2 構成

(1) 校長が指名する職員で構成する。

(2) 次の構成を基本として、各学年から1名以上所属する。

(委員長) 校長 (副委員長) 教頭

(委員) 生徒指導主事, 保健主事, 学年主任(担任), スクールカウンセラー

(3) 校長の意向により他の関係職員を含めることができる。

### 3 活動内容

委員会は、いじめの防止に係る次の業務を遂行する。

(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組

(2) いじめの状況把握及び分析

(3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援

(4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援

(5) いじめを行った生徒に対する指導

(6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言

(7) 専門的な知識を有する者等との連携

(8) その他いじめの防止に係ること

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。